# 民立報期の章士釗（続）

後　藤　延　子

## 四　陸徴祥内閣の難産と章士釗

1912年３月８日，ブルジョア共和国の理念をもりこんだ臨時約法が参議院を通過した(56)。ついで３月10日，南京での就任条件は北京の兵変を口実とする袁世凱の抵抗のため実現されなかったものの，臨時約法により袁世凱の専横を抑えることができるとの見通しの下に，孫文は臨時大総統の地位を袁世凱に譲った。そして３月29日，清末以来袁世凱の子飼いの部下であった唐紹儀が総理に選出され，新内閣が誕生した(57)。だが新内閣は政党内閣ではなく，混合内閣であった。とはいえ，蔡元培，宋教仁，王寵恵，陳其美（但し王正廷が署工商総長として代行）の同盟会籍の四閣員を擁し，またもともとアメリカ留学の経験をもち，革命を機に共和政治に傾いていた唐紹儀も勧められるまま同盟会に加入した。ためにこの内閣は臨時約法の責任内閣制の理念を忠実に履行しようとする姿勢を強く打ち出していた(58)。

ところで出発したばかりの民国の前途に立ちはだかる多くの難題の中でも，最大の緊急課題の一つは財政問題であった。そして四カ国銀行団の借款条件が国家の財政主権を侵すことを危惧して，唐紹儀はベルギーに借款を申し入れた。だがそれが四カ国の横槍により結局不成功に終り，外交上窮地に立たされると同時に(59)，唐紹儀と袁世凱の意を受けた財政総長熊希齢との軋轢が表面化し，それが他の閣員にも影響して，閣内の不一致が収拾できない状況になった。また唐紹儀は袁世凱の傀儡の役割に甘んぜず，責任内閣の総理としての主体性を堅持しようとしたため，袁世凱とことごとに衝突してその不興を買うことになった(60)。そしてついに王芝祥の直隷総督就任について，唐紹儀の献言通りいったんは承諾していた筈の袁世凱が，国務総理の副署なしに王芝祥を別の職につける辞令を発して南京に追い返すという挙に出た。そのため翌６月16日，唐紹儀は抗議の辞職をし，また同盟会員の四総長も連袂辞職して，唐紹儀内閣は瓦壊した。

さてこうした大総統の内閣無視の越権行為に対して，「絶対に内閣制を主張する者」(61)と自任する章士剣は，総統の政治上の地位・責任問題について，再度詳細にその見解を明らかにした。

内閣責任の作用に依れば，総統宜しく内閣の政策に干渉すべからず。内閣以て可となすもの，総統これを可とす。内閣以て否となすもの，総統これを否とす。総理を揚げて総統を抑うるにあらず，総統の政治上の地位，すなわち然るなり。内閣の責任を履行するの結果，すなわち然るなり(62)。

按ずるに「国務員は臨時大総統を補佐してその責任を負う」の一語は，乃ち国務員は総統を補佐して総統のために責任を負うを謂うなり。乃ち総統もとより責任ありて，今国務員これを負うを謂うなり。ここに於て副署の制もって生ず。副署とは即ち国務員が総統の

ために責任を負うなり。約法中の文理，これを按ずるに甚だ明らかなり[59]。

以上のごとく章士剣は，総統の政治行為は「国務員の同意の範囲」内に限られ，そのようであってこそ，元首の地位は個々の政治問題に左右されず，国家の体面と基礎は安泰だとするのである[60]。そして更に彼は，「記者は袁君が選を得たるの時に於て，かつて責任問題を提出し，著して一論を為せり。時に総理の設くるや否やは未定なりしも，記者おもえらく，果して総理を設くれば総統の地位はまさにイギリスの国王（即ちフランスの今の式）の如くし，一切の責任は悉く総理をしてこれを負わしむべし，しからざれば総理を設けざれと。……そのひそかに以て要いとなすものは，即ち一総理を設けてこれをして完全責任を負わしめず，総統その後に隠れて以てその肘を掣することなり。いま不幸にして言あたれり」[61]として，彼が当初から袁世凱の専横に危惧を抱き，それに歯止めをかけるべく，いかに心を砕いたかを初めて明らかにした。

さて責任内閣制の原則を再度高唱して総統の権限行使に厳しい枠をはめた章士剣は，他方，唐紹儀内閣倒壊のもう一つの原因が閣内不統一にあることを指摘した。そしてそれは唐内閣が混合内閣だからだとして，あらためてその理想とする政党内閣の必要性を力説した。彼によれば，「混合内閣の第一の弊は，即ち聡明材力の大半，これを謂われなきの闘争に用い，国事たとい危殆に瀕するも，かえって問うに暇あらざるに在り」[62]であった。しかし同盟会による純粋な政党内閣を組織しようにも，同盟会員が参議院議員中半数にも満たない当時では，とても実現の可能性はなかった。従って混合内閣を否定し政党内閣を主張するということは，次期内閣の組閣に当って，同盟会に断念を勧告することに他ならなかった。彼はこれを以下のように述べている。

記者は政党内閣を主張する者なり。政党の徳は，他党が正当なる壁塁をなすことを認明するに在り。もし乙党術ありて議会の多数を誘致すれば，甲党はまさに譲歩すべし。……既に議会多数の擁護を得れば，吾は惟だまさに第二次の旗鼓を整理し，この番は新内閣進行の得手を祝すべし[63]。

章士剣は，二大政党の交代を政党政治の常道と見る立場から，同盟会に対して今回は譲って次の機会に備えて用意すべきだと説き，混合内閣への入閣を戒めたのである。ところで混合内閣の弊害については，無党派のジャーナリスト黄遠庸なども夙に指摘しており[64]，唐紹儀内閣の閣内意見不一致による紛糾の経験から，同盟会員大多数の共通の認識であったと言える。

従って今後のあるべき内閣として「完全な政党内閣」を掲げた同盟会は，新たに組閣さるべき内閣は，無党派の人々から成立する「超然内閣」か，もしくは政党内閣の二つしかないとして，混合内閣への入閣を拒否する基本姿勢を明らかにした[65]。しかし袁世凱は，外交総長であった無党派の陸徴祥を総理に任命して，「超然総理」の下，「党派に注意せずして専ら人材に注重する」方針に基づき「混成内閣」組閣の意向をもらしていた[66]。そして袁の与党共和党の賛同を得て[67]，彼は三名の同盟会員に入閣をはたらきかけた。三名が選ばれたのは，袁の述べる「表面の理由」とは別に，彼等が袁と意思疎通がうまくいき，「主義穏健」なことによるという[68]。また他方，新たな混合内閣をわざとつくり上げ，閣内不一致による政務の停滞を利用して，総統権力の拡大，総統の実質的支配の実現をもくろんでいたとも見られる[69]。

しかし6月29日陸徴祥が総理に選出されるや，7月1日，同盟会本部は，「混合内閣の弊

に鑑み，超然内閣その害またこれと相等し，即ち絶対に政党内閣を主張す」との通電を発して，同盟会員の陸徴祥内閣への入閣を禁止した(74)。従ってこの時点までの章士釗の論調は，同盟会主流の見解と全く一致しており，その間に何ら齟齬・対立は見られない。むしろ同盟会の政党内閣の主張に論拠を与え，鼓舞し補強するものであったと言える。

そしてまたこのことは，同盟会の別派で急進主義者の組織する自由党の機関紙民権報に犀利な議論を展開していた21歳の戴天仇（戴季陶）についても同様であった(75)。戴天仇は2月に袁世凱の南京での就任を促す歓迎特使の一人として北京に派遣され，そこで兵変を目のあたりにして逸早く袁世凱の専制の企図を異常なまで鋭い直観力で見抜き，すぐさま単身脱出して上海に帰ったという(76)。それゆえ主張は章士釗のそれと大差ないとはいえ，章士釗に比べて袁世凱の政治的野心を鋭く剔抉し，それに常に警戒の眼を注いでいた点が，その大きな特色と言うことができる(77)。

戴天仇は，唐紹儀内閣の瓦壊が袁世凱の仕業であると指摘すると同時に，外交官出身で国内の事情に暗い陸徴祥を総理に起用したのは，自己の傀儡としてますます利用して，「総統専制の目的」を達成するためだと言う。また袁世凱が純粋な政党内閣に反対する理由は，袁のため武力を提供してその後盾となる段祺瑞陸軍総長の留任を狙ったからだと指摘している(78)。このように戴天仇の政論は，袁世凱の独裁権力強化の意志に注目し，警鐘を打ち鳴らすものであった。

さて7月18日，陸徴祥は唐内閣から引き継いだ内務・陸軍・海軍，及び陸自身の兼任する外交の四総長を除く六名の閣員名簿を参議院に提出した。この六名の中には，同盟会本部から入閣を禁止されたさきの三名の同盟会員も入っており，「超然総理・混合閣員」にそうものであった(79)。従って当然，同盟会の参議院議員は全員に不同意票を投じた。そして，このときの陸徴祥の演説が，政治上の所信には全くふれず，彼の20年に及ぶ海外生活中，メニーにまで気配りするなどいかに本国人の世話をやいたか等々，彼自身の経歴や人柄にわたる卑俗にすぎるものであった(80)。ために陸徴祥の総理選出には賛成票を投じた共和党，統一共和党も呆れはてて反対にまわり(81)，結局，7月19日，六名の国務員は全員否決されてしまった。

このことは，実質的には内閣不信任ということであり，山積する困難な問題を抱えて歩み始めたばかりの民国の政治の中枢に，重大な空白が生ずることに他ならなかった。そして6月半ば以来一カ月余りの政治上の混乱・空白期に，中国の外交上重大な問題が起った。それは一つは，7月8日，第三次日露協約が締結され(82)，満蒙におけるそれぞれの勢力範囲が劃定されたことであり，他の一つは，イギリスがチベットにおける行動の自由を宣言したことである(83)。そして折しも進行中の借款交渉が中国の財政主権に介入する苛酷な条件のため難航に難航を重ねていたことも絡んで(84)，帝国主義列強の直接侵略，領土分割の具体的動きとして，危機意識を煽り立てられた。

従ってこうした民国の存立に関わる緊迫した情勢の展開の中で，いかに事態を収拾し，民国の政治を軌道に乗せるかについて，各方面よりする模索が開始した。そしてさまざまな党派や個人の利益と思惑とにそって多くの解決案が提出され，その間にデマや臆測が乱れ交い，それがますます混乱を増幅させていった(85)。

ところで同盟会に籍はなくとも，同盟会の事実上の総機関紙と目されていた民立報の主筆である章士釗は，新たな局面に直面して，どのような提言をしたでのあろうか。まず彼が当面の危機的状況の原因を何に求めているかについて見ることにしよう。

　今見る，党争の故を以て，閣務懸けて未だ理めざることまた弥月にして，国中の才智，悉くこれを調和敷衍に息耗し，外交より以て軍政・財政に至るまで，挙げて未だよく与うるに相当の注意を以てせず，外人の猜疑を啓き，国内の変乱を醸成するを[56]。

以上のように，章士剣にとり中国の内憂外患の最大の原因は党争にあった。従って党争を消滅させて，政治の正常な運営を回復すること，これが最も根本的な解決策であった。そして以上の見地から，党争を除く方法として，彼は三つの方法を提案する。一つは結局は混合内閣の主張に帰着する方法であり，二つは臨時約法第34条の解釈の是正の方法であり，三つは「毀党造党」の名で知られる彼独自の提案である。ここではまず第一の方法から見ていくことにしよう。

さて章士剣は，「政争とは和平の競争なり。この競争を適用するは，国家の和平を以て唯一の条件となす」[57] と言い，国家の存立が危機に瀕している現状において，政争成立の条件がないとの見解を表明する。従ってこうした観点に立つかぎり，彼が党争を消滅させる方法として，同盟会に党争の一時停止を呼びかけるのは，当然の成り行きであったと言えよう。さてそれではそれは，具体的にはどのような行動をとれと言うのであろうか。

　今玆の能く為すところの者は，もし統一共和党始終倚るべくんば，同盟会これと提携して政党内閣を組織せよ，しからざればなお陸総理の六総長を重選して参議院の同意を要求するにより，参議院これを阻撓するあたわず。何れのものに出づるを論ずる無く，要するに時を失せざるを以て第一要義となす。……国を愛する者，それこれを熟審せよ[58]。

ところで統一戦線を組んで政党内閣を組織せよとの前者の提案は，８月に成立した国民党に統一共和党が吸収されたことからも見られるように，それなりに受け入れられ易く現実的可能性のある提案であった。そしてこの方向は『嗚呼共和之前途』の中で戴天仇も言及していた。ただその際に財政・陸軍の二つのポストを袁世凱が容易に明渡すとは考えられず，また共和党が全力をあげて反対することが予想されるとして，戴天仇はその実現に絶望的見通しをもらしていた[59]。

従ってこの提案は実質的には殆ど意味をもたなかった。そして章士剣の提案は，結局，陸徴祥の提案する国務員に無条件に同意し，混合内閣を容認することに落ち着かざるをえなかった。

だが戴天仇が次善の策として提案したプラン[60] とも比較してみる必要がある。それは，武昌起義に際して民軍に投じて国内の信望が厚い黎元洪を総理にして，完全な共和党内閣を組織せよとの案である。だとすると，戴天仇があくまで政党内閣の原則に固執するのに対し，章士剣の場合，従来の彼の主張を曲げたものであることが見てとれよう。勿論，戴天仇の提案も章士剣のそれも，双方とも正式国会成立までの暫定的・便宜的措置であり，内外の危機的状況の中でやむなく選び取った妥協に他ならなかった。

ただ両者の決定的相違点，それは政局の背後にいて常にそれを操る袁世凱の評価にあった。戴天仇が何よりも恐れたもの，それは段祺瑞による軍人内閣の出現やまた袁世凱の直接的武力行使による議会政治の圧殺，専制体制への後退であった。従って彼は，それと対外的危機の切迫との絡みの中で，ぎりぎり最大限譲歩して黎元洪総理による完全な共和党内閣を提案したのである。それに対し章士剣の場合は，対外的危機にのみ専ら眼が注がれ，「愛国」の大義名分による挙国一致体制が急がれて，袁世凱への警戒心を忘れていたと言ってよい。

さて次に党争を除く第二の方法，即ち臨時約法第34条の解釈を正す問題に移ることにしよ

う。彼はこの問題について次のように述べる。

議会が国務員を表決せざれば，その内閣は責任内閣となし，議会が国務員を表決すれば，その内閣は無責任内閣となす。わが約法中の内閣は，果して責任内閣か，はたまた無責任内閣か。……果して然らば，約法中の国務員の三字は，分配義を取るに非ざるに決す[60]。

果して集合義を取りて分配義を取らざれば，約法中謂うところの総統は国務員を任命するにまさに参議院の同意を得べしとは，乃ち総理を任命するにまさに参議院の同意を得べく，閣中の僚属に至りては総理のこれを配置するに一任して，逐一参議院に提出してその承認をまつなきを言うに異なるなし。かくの如くして始めて政治の常軌に合し，憲法の正当解釈たるを失せずして，今番の謂われなきの糾葛は発生せざるべし[61]。

章士剣によれば，臨時約法第34条の臨時大総統が国務員の任命に当って参議院の同意を必要とするとの規定は，「共同責任」[62] を負う責任内閣制をとる以上，総理さえ参議院の承認を得れば，あとは総理に組閣の権限が一任されると解すべきであった。従って彼は，このことに関する参議院の誤った約法解釈が，無用な紛糾をひき起し，今回の政局の混乱を招いた原因の一つだとする。そして彼は，「党争の解決は，まさにいずれのものに出づべきやは，一言を以て定むべからずと雖も，この約法上の障碍を除いて以て政党内閣の進行を便ならしむること，実に先決問題なり」[63] と言い，無用な党争の火種を断つことを提案したのである。

ところで以上の党争を消滅させる第一，第二の方法の提案は，それが民立報の社論として発表されただけに，同盟会の内部に多くの不満や憤りをひき起した。そしてそれらを代表して民立報上に章士剣をたしなめる意見を寄せたのが，呉敬恒（稚暉）の『政府問題』（7月25，26日）であった。それゆえ先ずその発言を見て，次にそれに対する章士剣の弁明を見ることにしよう。

先生の混合内閣に遷就するの説，忽然として前数日に出現す。確かに時論の恐慌に揺動するところありて後に唖発す。時論の恐慌の起るところ，実に価値の言うべきなしと雖も，然れども一部分の事実は然るありて，余小子もまた敢えて抹倒するに過ぎず。故に行厳先生忽ち中（こころ）に動き，時論を牽捽するの忠告を為せり。余小子もまた賛同するなり。惟だ渉論はなはだ酣，忽ちまさに一半年以後に提議すべきの事をもって，傾筐倒篋してこれをいだす。その迹は此次の混合内閣容易通過を希望し，必ず且つ先ずまさに約法を修改すべしとするに似たるあり。此の中の是非，姑く縷論する勿く，行厳先生の起意について，以て相弁難せん。先生の始意は時人に時局恐慌の感を抱かしめ，内閣いかに組織すると雖も，みな相忍ぶべきを欲せしならん。即ち時論のいわゆる悪政府は無政府にまさるに近し。乃ち先生造論の結果は，参議院をもあわせてこれを改造せんとするにちかし。これ昨日内閣を無くし，明日あわせて参議院を無くし，約法を無くするなり。もし感情を以て事を用うれば，その景象いかん。……故に覚ゆ，行厳先生の論，もし半年後の国会が憲法を改訂するの時にありて従容としてこれを論ずれば，すなわちいよいよ当らんと。

以上の呉稚暉の批判は，一つは章士剣が対外的危機の切迫から政治上の混乱・空白を恐れるあまり，将来の憲法改定の際に提議すべき約法の不備・欠点を指摘したがゆえに，約法の価値と権威を低めるということであった。そして二つは，従来の主張を変えて混合内閣を唱え約法の価値と権威を低めたことと絡んで，袁世凱にくみする人々の悪政府は無政府に勝るの大合唱に合流すると同時に，約法の無視，参議院解散などの方向に道を開くということであった。従ってそれは，国会を無視し，約法に掣肘されずに自己の独裁権力の強化を志向して

いる袁世凱の思うつぼにはまることだと危惧されたのである。

さて呉稚暉の批判に対して，章士剣は早速弁明の文章を発表した[69]。

本報は政党内閣を主張すること最も力むる者なるに，数日来忽ちその論調を易え，反対派の主張するところの混同内閣をもあわせてこれに賛同するに似たり。人の唇を反らせて相譏るは宜なり。然りと雖も，凡そ事は径にして成る者あり，紆にして成る者あり。これみな随時発生の事情以て断を為し，断じて成心ある能わず。これ故にわれ一事をなし，始め以て径にして成るべしとなすも，継いでその能わざるを知らば，すなわち紆に従事す。紆とはその事を委棄するの謂いにあらず，かえってその成るを速やかにせんと欲するの謂いなり。……今日の政争を以てこれを例うれば，記者は唐総理辞職の後に政党内閣を主張し，以て一挙にして成るべしとなす。これ径の説なり。継いで見る，陸総理超然の資格を以て参議院全院の歓迎を受け，内憂外患相逼り来て，国家和平の量，よく党争を容ること甚だ少なしを。乃ち以て径の不可を知るありて，同盟会に忠告し，暫く手を釈(ゆる)めしむ。これ紆の説なり。……本報は実に政党内閣の成るを速やかにせんと欲す。同盟会の小を舍てて大に就き，第一期国会内において，一完固長久の内閣を組織せんことを望む。

章士剣にとり，混合内閣への同調という主張の変化は，あくまで戦術上の転換と位置づけられていた。それは，直線的・急進的方法から迂回的・漸進的方法への転換にすぎず，最終目標には何ら変化はないというのである。従ってそれは，当初の楽観的見通しが現実の政治の動きの中で壁につき当ったことによる，現実主義的選択・対応と評価され，むしろ原則に固執して状況に対応できない硬直的態度に比べ柔軟で賢明な策とされたのである。

ところで，臨時約法第34条の解釈に関する問題点の指摘が，同盟会の堅持すべき約法を貶価し，ひいては約法無視，参議院解散などの攻撃に乗じられる危険性があるとの呉稚暉の批判に関し，彼は次のように答えている。

おおよそ実際問題の法律に根ざして，驟に解決を得ざれば，法律の解釈に従事せよ。その然る所以は，法律のまさに破壊すべからずして，その文義の出入する処に於て，その体を得て以て時事と相応ずるを冀うなり。これ法律を尊重するにあらずして何ぞ。

さて以上の章士剣の回答は，呉稚暉の批判に直接答えてはいない。呉稚暉としても，責任内閣制下における第34条の解釈について，章士剣の言論が正論でないと認めていないわけではない。それゆえ彼は，「自ら不刊の精義ありて，我をして佩服せしむ」[69] と賞讃しているのである。だが彼は，それを提議する時期を誤てば，政治的に悪い影響・結果を呼び起すことを恐れて，章士剣に警告を発したのであった。

だが折角の呉稚暉の忠告も，章士剣には通じなかったようである。あくまで「邏輯」を重視する章士剣には，論理的に正しい議論であれば提出のタイミングを考慮するなど，むしろ邪道であり，「邏輯」に対する冒瀆であったのかもしれない。ところで彼の見解は，法律に立脚して成立している実際問題が隘路に陥った時には，法律の条文に立ち返り，その新たな解釈の発見によって，問題解決の突破口を切り開けというのである。従って臨時約法第34条の解釈の是正は，彼にとり，膠着した事態を打開する，時宜に即した妙案であったと言える。

章士剣によれば，法律を尊重するということは，法文自体を変えることなしに，その新たな解釈によって変化する事態に適応していくことを意味していた。なるほどこれは一見法律を尊重しているかに受け取れる。しかし見方を変えれば，法律の条文を，制定当時の状況と立法者の意思とを度外視して，無限に自由に拡大解釈することにより，現実に法律を従わせ，

実質的には法律を尊重しない結果にもなりはしないか。換言すると，法律を現状追随の道具とし，御都合主義を合理化する手段に使われるのではないかと懸念されるのである。

そうしてこの点を鋭く衝き，手厳しい批判を投げつけたのが臧天仇であった。彼は『約法第三十四条解釈問題』において，法律の解釈には立法解釈，司法解釈，学説解釈の三種があることを説明し，「立法者の意思とこの法律を行使せし成例」を閑却して恣意的な解釈が許されないことを指摘した。また臧天仇は次のようにも述べている。

政治の現状と法理とは，互いに相い因果をなす者なり。法律を制定するに，時と地との関係を外にせず。即ち現在にあり，この国中にありて，まさに何種の規定を以て適当となすべし，これなり。故に法理を舎きて単に政治の現状を論ずる者は，これを陋に失し，政治の現状いかんに諳(なら)わずして法理を空論する者は，更にこれを偏に失す。陋と偏とは，みな政治眼光をもつ者にあらざるなり。某報記者ややもすれば輒ち政治眼光なきを以て人を鄙しむ。此次の六総長を否認するのこと，遂に国務員は参議院を通ぜざるべしと謂う。それ当時南京参議院のこの条文を定むる所以の意は，蓋し現在の政治状況に鑑みて，総統専制の弊を防いで作る者なり。此次の新国務員の組織，明らかに総統が総理の権を侵す，事実具さに在りて，彰彰考うべし。該報専電もまた既にこれを載すれば，参議院の否認は蓋し当然のもの，また約法三拾四条の効力なり(97)。

章士釗は責任内閣制の主張を堅持していた。そして既に述べたように，参議院で選出された総理が組閣の権限を一任されるとの前提の下に，集合義による第34条の解釈の正当性を主張したのである(98)。従って論理の上からは，完全に辻褄が合っていた。だが彼の場合，論理のみが上空を闊歩し，その下に広がる民国の政治の現実を見忘れていた。唐紹儀内閣の時も，今回流産した陸徴祥内閣の際も，閣員の人選に当ったのは大総統自身であり，総理はただ参議院で名簿を読み上げたにすぎなかった。これが建前としては責任内閣制をとる民国初年の政治の実情であった。

それゆえ大総統が，「提案はわが固有の権限」(99)とうそぶいている，責任内閣制を無視した現実への批判が先決問題だと言えよう。それぬきに総理のみ参議院で選出して，他の国務員は参議院の承認を得る必要がないとの解釈を打ち出すならば，結局，大総統の傀儡内閣の出現を助けることに他なるまい。そしてこれが，党争消滅の第二の方法として章士釗が提議した，臨時約法第34条の解釈の是正が辿り着く終着駅であった。ここに英国で政治学・法律学を学び，「邏輯」を武器にした章士釗の政論の「法理を空論する」弱点が見事に現われており，臧天仇はそれを鋭く抉り出したのである。

さて7月19日の六国務員の否決により，6月半ば以降の政治の空白はもちこされ，それに乗じての対外的危機の昂まりと全国各地の不穏な動きとに，「至って焦灼を為」(100)した袁世凱は，内閣の成立に全力を傾注した。彼は一方でどの党とも協議せず極秘裡に国務員の人選を進めると同時に，彼の最も得意とする術策を使って参議院に圧力をかけることにした。それは彼がかつて南京での就任条件を譲歩させた時に用いたと同じ手口，すなわち彼の麾下の武力を動員するやり方であった。

そして袁世凱は，7月21日に北京軍警特別大会を開かせ，彼らに全国に参議院非難の通電を発して，六国務員の通過を要請させた。と同時に25日には，新たに提案される国務員が再び通過しないならば，参議院の解散を要求するとの決議を行なわせた。また同じく25日に健公十人団と称する私的結社に，国務員の通過に反対すれば暗殺するとの脅迫状を，参議院議

員全員に発送させた。そしてついに7月26日，軍警界代表40余名が国務院に赴き陸徴祥を激励するなどのデモンストレーションの下，陸徴祥は出席せず段祺瑞陸軍総長が代理として臨み提案理由を説明して[101]，工商総長蔣作賓を除く五名の新国務員が参議院の同意を得た[102]。

これに対し翌27日，谷鍾秀，劉彦の陸徴祥総理に対する弾劾案が提出された[103]。そして，六国務員の否決以来辞職を願い出て袁世凱に慰留されて職にとどまっていた陸徴祥は，これを機に病気と称して出勤しなくなった。従って以後，9月22日に陸徴祥の辞任が認められ，24日に趙秉鈞が総理に就任するまでの2カ月間，またもや内閣は正常な機能を停止し，事実上の政治の空白が続くことになった。

そして，「第二次国務員通過の後より，政界異常に沈静，新聞記者ほとんど報告すべきの新聞（ニュース）なし」[104]と報じられていた頃，大総統の殺人事件とも言うべき張振武と方維との殺害の陰謀が着々と進行していたのである。従って党争消滅の第三の方法である「毀党造党」の主張は後廻しにして第六章で見ることにし，次の第五章では，8月15日夜に起った張振武案を取り上げ，総統の責任問題について章士剣がいかなる議論を展開しているかを見ることにしたい。

（未完）

付記　本稿は信州大学人文学部特定研究報告書『文化受容とその展開』（昭和60年3月）所載の『民立報期の章士剣』の続編である。第五章，六章，終章は昭和62年3月発行の人文科学論集21号に掲載を予定している。尚，本稿は昭和60年度科学研究費補助金による成果の一部である。記して謝意を表したい。

## 註

(56) 横山英『辛亥革命研究覚書』（広島大学文学部紀要第36巻特輯1　1976年12月）は，辛亥革命の性格・評価に関して，従来の研究の盲点を衝く鋭い分析と有益な示唆とに満ちたポレミカルな問題提起の労作である。その中で氏は，臨時約法の主権論と基本権論との考察により，「臨時約法の体系は絶対主義における偽立憲主義の法体系にほかならなかったといえるであろう」と述べられている。筆者も第三章の執筆過程で，臨時約法の責任内閣制に関する記載から看取できる不徹底な性格その他，それが大日本帝国憲法に条文面，及び性格面において相似した点があることを指摘したが，なおそのブルジョア民主主義的理念を否定できなかった。いずれ稿をあらためてその点についても論じてみたいが，そのためにも当面は百鬼夜行の民国初年の政局をいささかでも実証的に明らかにしたいと思う。

(57) 『中華民国史事紀要』民国元年3月29日の条参照。なお唐紹儀が提案した閣員の選定は袁世凱が当ったこと，及び十名の国務員のうち交通総長が否決されたが，暫時唐紹儀が兼任することとし欠員のまま内閣が発足したことに注意されたい。

(58) 楊幼炯『民国政党史』63頁参照。

(59) 黄遠庸『大借款波折詳記』（民国元年5月12日）。

(60) 黄遠庸『政界内形記』（5月13日），『政界内形記』（5月30日），『大小零星雑記』（6月19日）参照。

(61) 民立報6月28日。

(62) 民立報6月24日。

(63) 民立報6月26日。

(64) 民立報6月27日。

(65) 民立報6月22日。

(66) 民立報6月29日社論一。
(67) 民立報6月30日社論一。
(68) 『政界内形記』(5月13日)。
(69) 『袁世凱与同盟会代表的談話』(政府公報民国元年6月22日。いま『民初政争与二次革命』による)。
(70) 同上。袁の組閣方針,「才不才を問い党不党を問わず」は当時人々に「伝誦」されたという(谷鍾秀『中華民国開国史』)。
(71) 時報1912年6月22日『共和党通告対付内閣総理電』。
(72) 黄遠庸『濃妝打扮之内閣』(7月22日)。
(73) 黄遠庸『最近之秘密政聞』(6月9日)。
(74) 民立報7月3日『同盟会本部宣布政見』の電(7月1日)。
(75) 曽虚白『中国新聞史』274頁および(註),楊幼炯『民国政党史』参照。戴天仇の民権報上の文章をまとめたのが,『戴天仇文集』(呉相湘編『中国現代史料叢書』第一輯所収)である。
(76) 陳天錫『戴季陶先生的生平』。
(77) 戴天仇は同盟会と共和党とが対立の位置にあることについて,その主張・成員から歴史上の必然性があることを明らかにし,「共和党の成る所以は共和政治の産児と雖も,成立の初め,已に一の同盟会を抵制するの原因を含有す」と述べている。と同時に袁世凱について,「専制政体中の健児」としてその歴史的性格と支持基盤とを明らかにし,袁世凱と共和党とが各々自らの利益と目的達成のために相互に他を利用する共存交利関係にあることを指摘し,民国初年の各政治勢力の基本的な配置図を示している。
(78) 戴天仇『今日之政治観』。
(79) 黄遠庸『陸総理演説後之政界』(7月30日)。なお民立報7月24日北京電報は,本人の承諾なしにノミネートされた例もあることを明かしている。
(80) 『陸徴祥在参議院説明任命国務員理由詞』(政府公報民国元年8月3日)。
(81) 『共和党本部責備同盟会否決陸内閣通電』(7月19日),及び民立報7月24日専電参照。
(82) 『中華民国史事紀要』によると,7月29日,駐日公使を通じて政府はその内容を知ったという。民立報7月19日特約路透電に初めてニュースが載っている。
(83) 民立報7月25日北京電報。
(84) 黄遠庸『借款内脈之解剖』(7月9日)。
(85) 黄遠庸『陸総理演説後之政界』(7月30日)や戴天仇『今日之政治観』,『兵力専制中之政海潮』,『兵力専制之大成功』,『約法第三十四条解釈問題』,『嗚呼共和之前途』などによると,悪政府は無政府に勝るとの議論がさかんに唱えられたという。そのほか袁世凱を鼓舞する主張として,総統は集権主義に従って約法に拘束される必要はないとか,約法を廃止せよとか,参議院を解散せよとか,また段祺瑞を総理に起用して「武夫内閣」を組織せよ等々提出されたとのことである。袁世凱が「武夫内閣」の組織を決意して,共和党がそれへの同調を決定したなどの情報も流れたという。また他方,同盟会側に対して混合内閣を認めよとの勧告もあり,その他,約法第34条の解釈をめぐる論議ももちあがったことがわかる。
(86) 民立報7月18日。
(87) 民立報7月28日社論一。
(88) 民立報7月21日。
(89) そのヴァリエーションとして,黎元洪を総理にして統一共和党と同盟会とで内閣を構成せよとの案もあり,それには宋教仁も賛成であったという。また統一共和党員である蔡鍔を総理に任ずる案も出されたという。以上は黄遠庸『陸総理演説後之政界』(7月30日)参照。
(90) 『嗚呼共和之前途』。ところで黎元洪は5月9日の共和党の結成により,その理事長に選出されて

いる。だが『民初政争与二次革命』所載の『中国同盟会本部開除黎元洪啓事』（8月22日）によると，黎は同盟会の協理でもあったことがわかる。従って黎はいずれの政党内閣でも首班に起用できる重宝な跨党分子ということになろう。

(91) 民立報7月24日。

(92) 民立報7月22日。

(93)(94) 民立報7月24日。

(95) 民立報7月26日。

(96) 『政府問題』（民立報7月25日）。

(97) 戴天仇『破壊約法之言論』（単刀直入録112）。

(98) 本文93頁に引用する民立報7月22日の文章参照。

(99)(100) 黄遠庸『陸総理演説後之政界』（7月30日）。

(101) 黄遠庸『陸総理演説後之政界』，『三日観天記』（8月1日），及び戴天仇『兵力専制中之政界潮』，『兵力専制之大成功』など参照。戴天仇はこうしてやっと成立した陸徴祥混合内閣について，「中華民国の内閣にあらずして袁世凱の秘書院なり」と述べ，また陸徴祥総理も国務員も参議院も，「みな袁世凱掌上の物」と言い，全国国民も「みな袁氏室中の陳設，園中の花草なり」と評する。そして，「袁世凱が将来もし更に兵力を以て参議院を脅やかし，皇帝勧進表を上（たてまつ）らしむれば，然らば則ち参議院もまたまさに威力を畏れて改元の詔を草せんとす」と，今回の武力による参議院の制圧が共和政治圧殺の道を開くことを危惧している。彼は袁世凱を「専制魔王」とまで呼んでいる。

(102) 27日夜出された谷鍾秀，劉彦の陸徴祥弾劾案中，陸の失職の第三項に，陸軍学校を卒業し，現在陸軍次長の蔣作賓を無理に工商総長につけようとしたことがあがっている。民立報7月27日特約路透電では，無党派の議員が蔣を不適任として反対にまわったと報じている。民立報7月26日北京電報，特約路透電では，袁世凱は今回も否決されたら，例外手続きをとり，正式国会開会まで代理を置いてすますつもりであったというが，7月27日特約路透電では，一名の欠員では内閣の成立に支障はないと安堵したと伝えている。なお7月31日，袁世凱は同盟会員劉揆一を工商総長に推し，参議院の同意を得た。劉揆一は8月5日，同盟会を脱退した。尚，劉揆一は向瑞琨を次長にするとの条件をのんで，共和党，共和建設討論会の同意を取りつけたと，民立報8月5日北京電報は報じている。尚，章士釗は責任内閣制下の政府の失政に関して弾劾を行なうことは不適当であるとの見解をまたもや主張した。注(23)および民立報7月30日『釈弾劾』参照。

(103) 民立報7月29日北京電報参照。しかしこの「弾劾陸総理失職案」は臨時約法19条第12項の定足数の解釈をめぐってもめ続け，ついに有耶無耶のまま終ってしまった。

(104) 黄遠庸『最近之三大問題』（8月18日）。